

此花西部臨港緑地エリア西側区間水辺賑わいづくり事業
基本協定書（案）

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、此花西部臨港緑地エリア西側区間水辺賑わいづくり事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が事業者として選定されたことを確認し、本事業の円滑な実施に必要な事項について定めることを目的とする。

（事業区域）

第2条 本事業の事業区域は、別紙の図面に示す範囲とする。

（基本的合意）

第3条 乙は、本事業に関して甲が公表した令和8年〇月〇日付「此花西部臨港緑地エリア西側区間水辺賑わいづくり事業公募要領」（質問回答等の一切の附属書類並びにその後の変更及び修正を含み、以下「要領等」という。）に定める各事項を遵守し、公募手続き時に乙が提案した内容（本協定締結日までに提案内容の説明又は補足として甲に提出した一切の書類を含み、以下「本件提案」という。）及び関係法令に従って、甲に協力して本事業を実施する。

2 甲は、乙を本事業に関する事業者として確認し、此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会に報告するとともに、乙と協力して本事業を推進する。

（事業計画）

第4条 乙は、甲と協議の上、要領等及び本件提案の内容に基づき、「此花西部臨港緑地エリア西側区間水辺賑わいづくり事業計画」（以下「事業計画」という。）を作成する。

2 事業計画は、本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、次の項目により構成されるものとする。

- （1） 事業コンセプト
- （2） ハード事業に関する事項
- （3） ソフト事業に関する事項
- （4） 維持管理・運営・安全対策に関する事項
- （5） 事業実施体制に関する事項
- （6） 安全対策に関する事項
- （7） 資金及び収支計画に関する事項
- （8） 事業スケジュール
- （9） その他（将来構想等）

3 乙は、事業計画の作成にあたり、「此花西部臨港緑地水辺賑わいづくり協議会（審査部会を含む）」の意見をできる限り尊重するものとする。

4 乙は、別途甲が定める時期までに、事業計画について甲の承認を得なければならない。

（臨港緑地施設等の整備計画）

第5条 乙は、事業計画の承認後、大阪港湾局（大阪市）及び大阪府西大阪治水事務所と協議の上、「臨港緑地施設等整備計画」（以下「緑地施設等整備計画」という。）を作成する。

2 緑地施設等整備計画は、ハード整備の実施に必要な事項を定めるものとし、次の項目により構成されるものとする。

(1) 臨港緑地整備設計図書（乙が整備後、大阪港湾局（大阪市）に引き継ぐもの）

(2) 臨港緑地整備設計図書（乙が整備後も所有権を有するもの）

3 乙は、緑地施設等整備計画の作成にあたり、「此花西部臨港緑地水辺賑わいづくり協議会（審査部会を含む）」の意見をできる限り尊重するものとする。

4 乙は、別途甲が定める時期までに、緑地施設等整備計画について甲の承認を得なければならない。

（臨港緑地施設の寄附手続き）

第6条 乙は、緑地施設等整備計画をもとに大阪港湾局（大阪市）と協議の上、臨港緑地施設の寄附手続きを行う。

2 乙は、工事着手までに大阪港湾局に引き継ぐ港湾施設について、大阪市長の寄附収受決定を受けなければならない。

（関連施設の整備計画）

第7条 乙は、事業計画の承認後、大阪港湾局（大阪市）及び大阪府西大阪治水事務所と協議の上、事業計画に定められた賑わいづくりに必要な関連施設の整備計画（以下「関連施設整備計画」という。）を作成する。

2 関連施設整備計画は、ハード整備の実施に必要な事項を定めるものとし、次の項目により構成されるものとする。

(1) 関連施設 設計図書（土木・建築・設備）

(2) 関連施設 占用図書

3 乙は、関連施設整備計画の作成にあたり、「此花西部臨港緑地水辺賑わいづくり協議会（審査部会を含む）」の意見をできる限り尊重するものとする。

4 乙は、別途甲が定める時期までに、関連施設整備計画について甲の承認を得なければならない。

（安全対策計画）

第8条 乙は、本事業の実施にあたり、関係機関の指示、指導並びに協議による条件等を遵守し、公衆災害防止に万全を期すものとし、施設等の利用者のほか、事業対象区域を通行する歩行者等を含めた災害発生時の避難誘導計画等の防災対策及び連絡体制を記載した「安全対策計画書」を作成し、甲に提出しなければならない。

（工事着手に関する手続き）

第9条 乙は、工事着手までに、施工計画書について、大阪港湾局（大阪市）、大阪府西大阪治水事務所及び甲の承認を得なければならない。

2 乙は、工事に際して、乙の責任により必要な各種法令に基づく許認可を取得した上で、工事に着手し、各種法令を遵守し、安全の確保及び周辺環境に配慮しながら工事を完成させるものとする。

（使用契約）

第10条 甲及び乙は、緑地施設等及び関連施設の整備計画の承認後、乙が整備後も所有権を有する物件のための土地使用や乙が実施するイベント等での一時的な土地使用に関して、別途使用契約書を締結する。

2 甲は、乙が所有権を有する物件のための土地使用や乙が実施するイベント等での一時的な土地使用に関して必要となる港湾法、地方自治法（行政財産目的外使用許可）及び河川法に関する許可申請手続きを行う。

3 乙は、前項で甲が行う許可申請手続きに必要な図面、計算書などの資料作成を行う。

(契約の地位の移転)

第11条 乙は、本協定書及び使用契約書に別段の定めがある場合を除き、当該契約の締結当事者である甲の承諾がない限り、本協定書及び使用契約書の契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡移転し、又はその他の処分をしてはならない。

(協定の解除等)

第12条 甲は、次に定める事項に乙が該当すると認められる場合は、本協定を解除することができる。また、甲は、乙に対し、事業の継続方法等について、協議を求めることができ、乙は、これに応じなければならない。

- (1) 本件提案その他本事業に関し乙が甲に提出した資料に虚偽の記載がある場合
- (2) 乙が本協定で定める義務を履行せず、かつ甲が催告をしても履行がされる見込みがないと甲が判断した場合
- (3) 乙が本協定で定める義務の全部又は一部を履行できない場合
- (4) 手形又は小切手が不渡りとなる等支払不能又は支払停止の状態に陥った場合
- (5) 仮差押、差押、仮処分、強制執行又は競売の申立があった場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 合併、解散、減資、事業の廃止又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行った場合、監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合、又はその他資産、信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
- (8) その他本協定を継続することができない重大な事由が発生した場合

2 甲は、第4条第4項に規定する時期までに、事業計画を承認されていない場合には、本協定を解除することができる。

3 前2項の規定により本協定が解除された場合、乙が負担した設計費用、建設費等、必要経費、有益費その他一切の費用を甲は負担しない。ただし、当該解除が、前2項の規定による解除で、事業計画の未承認が甲の責めに帰すべき事情のみに基づく場合には、乙が負担した費用の取扱いにつき甲乙間で協議のうえ決定する。当該協議が合理的な期間を経ても整わない場合は、甲がその取扱いを決定できるものとする。

7 不可抗力又は法令変更により、本事業実施に過大な追加費用が発生する等本事業の継続が困難であると認められる場合には、甲乙間で協議の上、本事業を終了し、本協定を解除することができる。

(秘密保持)

第13条 甲及び丙は、情報開示者が秘密である旨を書面又は電子メールの方法により明示したすべての情報（以下「秘密情報」という。）について秘密保持義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 情報の開示を受けた時点で、情報受領者が既に保有していた情報
- (2) 情報の開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- (3) 情報の開示を受けた後に、情報受領者の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権利又は権限を有する第三者から、情報開示者への秘密保持義務を負うことなく情報受領者が入手した情報

2 情報受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理し、第三者に開示又は漏えいしないよう適切な措置を講じる。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合、情報受領者は、秘密情報を第三者に開示できるものとする。
- (1) 法令等に基づき開示義務を負う場合又は官公庁・裁判所・捜査当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合
 - (2) 本事業を遂行するため、弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士その他の専門家に対して、相談する必要がある場合
 - (3) 本事業を遂行するため、乙が乙の株主である大阪市に対して、報告する必要がある場合
 - (4) 本事業を遂行するため、情報受領者の役員又は従業員に対して、開示する必要がある場合
- 4 情報受領者は、情報開示者から請求のある場合は、情報開示者の指示に従い速やかに秘密情報を返還又は破棄する。
- 5 情報受領者は、本条各項の履行の過程で情報受領者の責めに帰すべき事由により情報開示者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、第3項に基づき秘密情報を開示した結果によって情報開示者が損害を被った場合は、この限りではない。
- 6 情報受領者は、その役員及び従業員に対し、第1項及び第2項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 7 本条に定める情報受領者の義務は、本協定終了後も存続し、情報受領者の役員従業員がその地位を失った場合であっても免れない。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲に損害がある場合は、直接損害又は間接損害を問わず、その全損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を賠償しなければならない。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日から開始し、甲と乙による使用契約が締結されるまでとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの取締役、執行役、これらに準ずる者及び本事業に関する業務を執行する従業員（以下、総称して「役職員」をいう。）並びに再委託先及び取引先（以下、総称して「取引先等」という。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協定を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 虚偽の風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者を雇用しないこと。また、役職員が反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者であることが判明した場合、速やかに解任・解雇等の措置をとること。
- (6) 反社会的勢力と取引関係を持たないこと。また、取引先等が反社会的勢力であることが判明した場合、速やかに取引停止等の措置をとること。

- (7) 反社会的勢力が直接・間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本を投入し、又は経営に実質的に関与している関係を有する者ではないこと。
 - (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用する関係を有する者ではないこと。
 - (9) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている者ではないこと。
- 2 乙は、本事業にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本事業区域について反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本事業区域及びその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本事業区域を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して本事業区域に反社会的勢力を出入りさせること。
- 3 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告も要せずして、本協定を解除することができる。
- (1) 前各項の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 本協定締結後に自ら又は役職員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 乙は、前項により本協定が解除された場合、甲が乙に対して解除により生じる損害について損害賠償責任を一切負わないこと並びに甲が乙に対して損害の賠償を求めることができることを、あらかじめ異議なく承諾する。
- 5 乙は、本協定締結前に、甲所定の「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」の内容を理解した上で記名押印し、甲に提出する。

(誠実協議)

第17条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び丙は、誠実に協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第18条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

[以下余白]

以上の証として本書を○通作成し、甲及び乙（法人グループにあっては代表企業及びその構成員）がそれぞれ記名押印の上、それぞれが各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

【事業区域】

